

ボートレース福岡天神ストリートパーク 管理規程

1 本管理規程の対象施設

- スケートボード場
- イベント広場

2 施設概要等

(1)休業日

- 1月1日
- その他、施設設備の点検等、不定期。

(2)営業時間

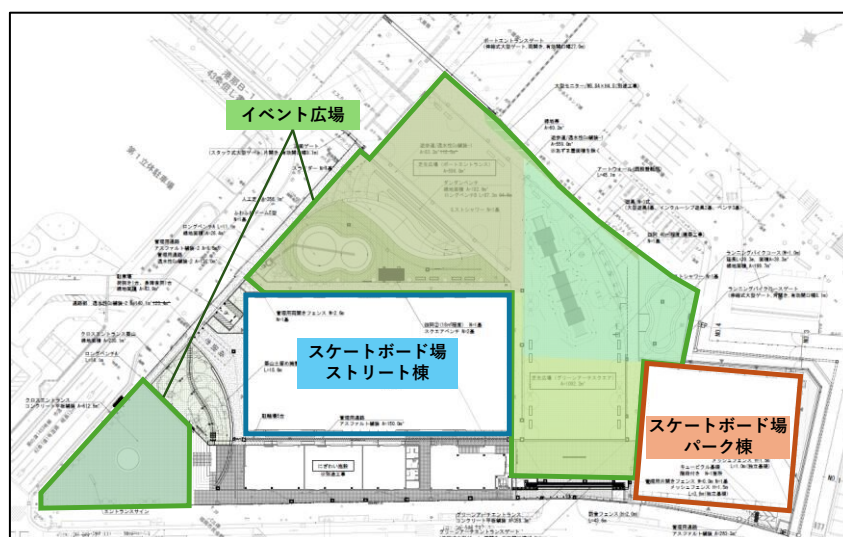
10:00～22:00

(3)各施設概要

- 各施設の概要は下表のとおりです。

施設名称			面積
スケートボード場	ストリート棟	ストリート	1,406 m ²
		ビギナー	514 m ²
	パーク棟	パーク	1,050 m ²
イベント広場	・クロスエントランス ・ボートエントランス ・グリーンアーチエントランス ・ランニングバイクコース ・インクルーシブ遊具 / 等		計 4,540 m ²

(ボートレース福岡天神ストリートパーク 施設配置図)



3 施設利用方法

(1)個人利用

ア スケートボード場

- 初回利用時に、本管理規程を確認・同意のうえ、利用者登録を行ってください。
- ボートレース福岡天神ストリートパーク管理運営事業者(以下、「管理運営事業者」といいます。)は、利用料金の区分その他利用資格の確認のため必要があると認めるときは、利用者に対し、学生証、身分証明書その他年齢を証する書類の提示を求めることができるものとします。
- 予約等は不要です。当日、受付窓口で受付・利用料金の支払いを行い、「9 (1)個人利用に関する利用ルール」を守って利用してください。
- 専用利用はできません。他の利用者の方と譲り合って利用してください。

イ イベント広場

- 利用者登録、予約、受付等は不要です。
- 「9 (1)個人利用に関する利用ルール」を守って利用してください。

(2)専用利用

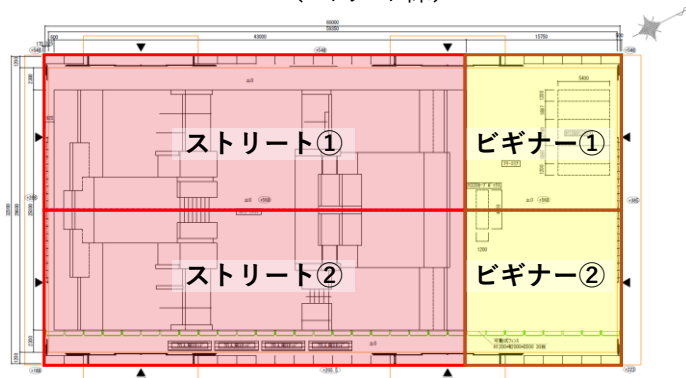
① 専用利用の対象区画

- 専用利用の対象区画は下表のとおりとします。

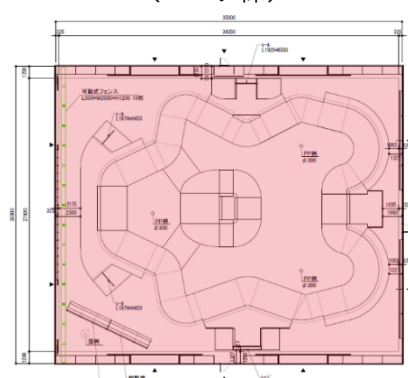
施設名称			面積	専用利用の利用範囲
スケートボード場	ストリート棟	ストリート	1,406 m ²	半面(ストリート①・ストリート②)又は全面
		ビギナー	514 m ²	半面(ビギナー①・ビギナー②)又は全面
	パーク棟	パーク	1,050 m ²	全面
イベント広場		クロスエントランス	605 m ²	全面又は区画利用(15 m ² 以内)
		グリーンアーチエントランス	820 m ²	全面又は区画利用(15 m ² 以内)
		ボートエントランス	1,935 m ²	全面又は区画利用(15 m ² 以内)
		ランニングバイクコース	1,180 m ²	※遊具は専用利用の対象外とし、専用利用時であっても、個人利用者の利用を妨げないこととする。

○ スケートボード場

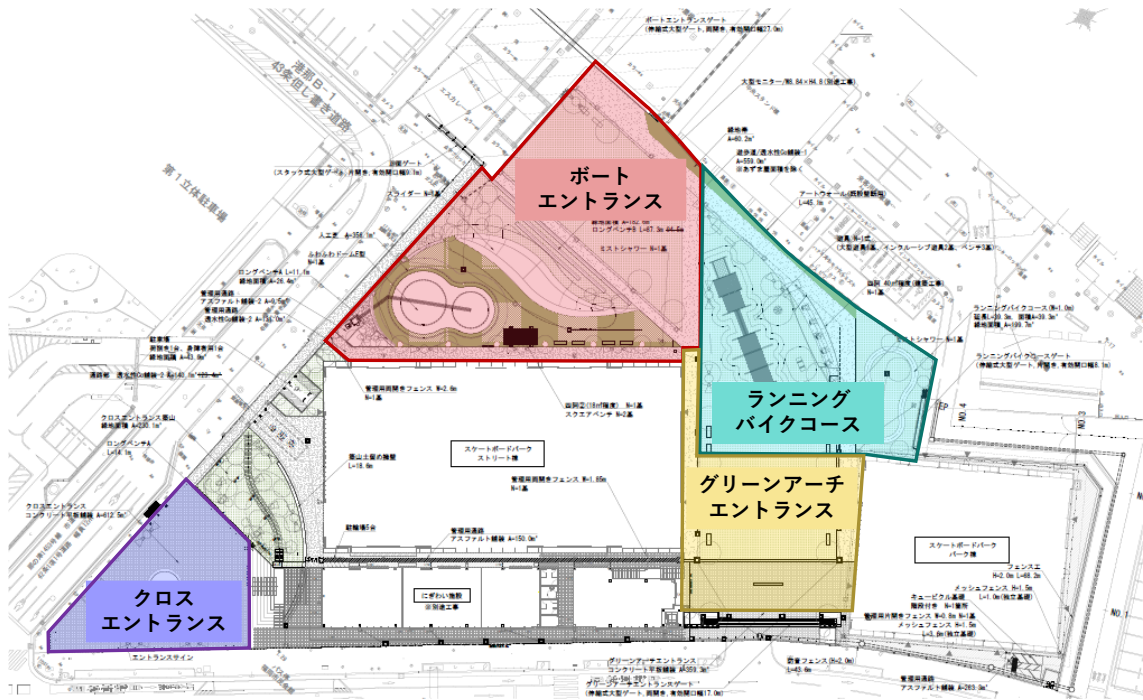
(ストリート棟)



(パーク棟)



○ イベント広場



② 専用利用の利用期間の単位

- 専用利用は、1日単位の利用とします。

③ 専用利用の利用対象

[スケートボード場]

- ・スケートボードの大会利用
- ・スクール利用
- ・その他、市長が認める利用

[イベント広場]

- ・各種イベント等、多目的な用途(商業目的を含む)での利用

④ 利用区分及び予約受付時期

- 利用区分ごとの利用対象と予約受付時期は下記のとおりです。

利用区分		利用対象	受付時期
スケートボード場、イベント広場 (区画利用以外)	優先予約	「③ 専用利用の利用対象」に該当する利用であって、下記に該当するもの。 ・ボートレースの振興や広報に資する行事での利用 ・本市が主催し、又は経費の一部を負担して共催する行事での利用 ・教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の行事での利用 ・管理運営事業者がボートレース福岡天神ストリートパーク(以下、「天神ストリートパーク」といいます。)の設置目的の達成のために実施する事業における利用	前年度の8月1日以降、利用日の2か月前の同日の前日まで(※2か月前に同日がない場合、2か月前の末日とし、前月についても同様とする。)
	通常予約	優先予約の利用対象以外も含む「③ 専用利用の利用対象」に該当する利用	利用日の2か月前の同日以降、利用日の前月の同日まで(※2か月前に同日がない場合、2か月前の末日とし、前月についても同様とする。)
区画利用 (イベント広場)		・1区画 15 m ² 以内のキッチンカーによる販売、催しその他これらに類する行為 ※1区画 15 m ² 以上の面積を専用する場合は、専用利用許可を得てください。また、意図的に 15 m ² 以内に分割した申請は受け付けできません。 ※利用する区画は、管理者の指示に従い決定するものとします。	利用日の1か月前の同日から 10 日前まで(※1か月前に同日がない場合、1か月前の末日とする。)

※ 上記の予約期間に限らず、事前の利用・予約に係る相談は随時対応いたします。

※ 個人利用者の利用を確保するため、予約受付時に利用調整を行う場合があります。

⑤ 専用利用(優先予約・通常予約)の申込み・利用方法

- 申込み・利用の流れは下記のとおりです。

時期	専用利用を行う者		福岡市、 管理運営事業者
	優先予約	通常予約	
利用の前年度の8月1日～利用の2か月前	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者登録(※初回利用のみ) ・利用予約 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・利用目的等の確認 ・予約の受付
利用の2か月前～利用の2週間前	<ul style="list-style-type: none"> ・ボートレース福岡天神ストリートパーク専用利用許可申請書(様式第1号。以下「専用利用許可申請書」といいます。)の提出 ・(必要に応じて、)事前打合せ ・(必要に応じて、)請求書などの発行に係る申し出 ・利用料金の支払い 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者登録(※初回利用のみ) ・利用予約 ・専用利用許可申請書の提出 ・(必要に応じて、)事前打合せ ・(必要に応じて、)請求書などの発行に係る申し出 ・利用料金の支払い 	<ul style="list-style-type: none"> ・専用利用許可書、請求書などの発行
利用当日	<ul style="list-style-type: none"> ・(必要に応じて、)設営 ・イベントの指揮監督 ・安全管理 ・苦情等の対応 ・仮設トイレを設置する場合、定期的な清掃 ・利用終了後の清掃・ゴミの回収、原状回復 ・水道及び電気利用量の確認・料金支払い ・周辺地域のゴミのチェック 		<ul style="list-style-type: none"> ・施設利用状況の監視 ・専用利用者への指導 ・記録用写真の撮影 ・原状回復等の立会い確認 ・水道及び電気利用量の立会い確認 ・周辺地域のゴミのチェック

ア 利用者登録

- ・初回利用時に、本管理規程を確認・同意のうえ、利用者登録を行ってください。
- ・天神ストリートパークホームページ内の施設予約ページから入ることができます。(登録内容を変更する場合も申請が必要です。)
- ・本管理規程を確認・同意のうえ、登録してください。

イ 予約受付(優先予約、通常予約)

- ・予約の空き状況は天神ストリートパークホームページに公表します。
- ・利用希望者は、利用者登録のうえ、天神ストリートパークホームページ内の施設予約ページから予約の申込みを行ってください。
- ・予約の受付は各利用区分の受付期間内で先着順に受け付けますが、利用希望が同日に競合した場合は、公益性及び大会・イベントの規模等を踏まえ、福岡市が調整し、利用者を決定します。

ウ 予約確定後～利用当日

(ア) 専用利用許可申請書等の提出

- ・ 利用日の2か月前から2週間前までに、専用利用許可申請書の他、以下に示す書類(以下「専用利用許可申請書等」といいます。)を提出してください。

【提出書類】

- － 専用利用許可申請書
- － ボートレース福岡天神ストリートパーク利用料金減免申請書(様式第2号、以下「減免申請書」といいます。)(※減免を希望する場合のみ)
- － 所管課が経費を負担することを証明する資料(※減免の希望にあたり必要な場合のみ)
- － 市が後援又は賛助することを示す資料の添付(※減免の希望にあたり必要な場合のみ)
- － イベント企画書

イベントの企画書には、以下の内容を含める

- ・目的
- ・事業概要
- ・会場レイアウト図
- ・設備計画(仮設トイレ、ゴミ箱、消火設備、給排水設備、電気設備等)
- ・車両搬出入計画(車両台数、進入経路等)
- ・警備計画(夜間警備、イベント中の誘導員配置等)
- ・運営組織がわかる資料
- ・出展内容がわかる資料(出展者の一覧、出展者募集要領等)
- ・広報計画(チラシ、ホームページ、テレビCM、SNS等)
- ・利用日のタイムスケジュール(設営、開催、撤去期間を含む全日程・全利用時間が分かるもの)

(イ) 専用利用許可書・請求書などの交付、利用料金の支払い

- ・ 福岡市は、専用利用許可申請書等を確認し、専用利用を許可する場合、ボートレース福岡天神ストリートパーク専用利用許可書(以下「専用利用許可書」といいます。)及び請求書などを発行します。
- ・ 専用利用には利用料金が発生します。請求書などを受領してから利用日の2週間前(14日前)までに利用料金を支払ってください。
- ・ 利用料金の支払いに係る詳細は「5 専用利用料金の支払い方法」を参照してください。

エ 利用当日

(ア) 専用利用許可書の確認

- ・ 専用利用許可を受けた者(以下「専用利用者」といいます。)は、専用利用許可書を天神ストリートパーク内の受付窓口(以下、「受付窓口」といいます。)でご提示ください。

(イ) 利用開始～利用終了

- ・「利用ルール」を確認のうえ、ご利用ください。
- ・利用終了時は、必ず利用開始時と同じ状態に原状回復を行い、受付窓口で報告してください。管理運営事業者が立ち会って原状回復の状態を確認します。
- ・利用前後で、管理運営事業者の立会いの下、水道及び電気利用量の確認を行います。水道・電気を利用した場合、水道・電気の料金を支払ってください。

⑥ 区画利用(イベント広場)の申込み・利用方法

- ・申込み・利用の流れは下記のとおりです。

時期	区画利用を行う者	福岡市、管理運営事業者
利用日の1か月前～利用日の10日前	・利用予約 ・(必要に応じて、)事前打合せ ・専用利用許可申請書の提出	・利用目的等の確認 ・専用利用許可申請書の受付
～利用日の3日前	・利用料金の支払い	・専用利用許可書の発行
利用当日	・設営 ・安全管理 ・苦情等の対応 ・利用終了後の清掃・ゴミの回収、原状回復 ・周辺地域のゴミのチェック	・施設利用状況の監視 ・専用利用者への指導 ・原状回復等の立会い確認 ・周辺地域のゴミのチェック

ア 利用者登録

- ・初回利用時に、本管理規程を確認・同意のうえ、利用者登録を行ってください。
- ・天神ストリートパークホームページ内の施設予約ページから入ることができます。(登録内容を変更する場合も申請が必要です。)
- ・本管理規程を確認・同意のうえ、登録してください。

イ 利用申請

- ・管理運営事業者へ専用利用許可申請書を提出してください。
- ・専用利用申請は申請の受付期間内で先着順に受け付けますが、申請が同日に多数競合する等の場合は、申請書等をもとに市が調整し、利用者を決定します。

ウ 予約確定後～利用当日

(ア) 専用利用許可書・請求書などの交付、利用料金の支払い

- ・予約確定後に、専用利用許可書・請求書などを発行します。専用利用には利用料金が発生します。請求書などの発行から利用日の3日前までに利用料金を支払ってください。
- ・利用料金の支払いに係る詳細は「5 専用利用料金の支払い方法」を参照してください。

エ 利用当日

(ア) 専用利用許可書の確認

- ・ 専用利用者は、専用利用許可書を天神ストリートパークの受付でご提示ください。

(イ) 利用開始～利用終了

- ・ 「利用ルール」を参照してご利用ください。
- ・ 利用終了時は、必ず利用開始時と同じ状態に原状回復を行い、受付窓口で報告してください。管理運営事業者が立ち会って原状回復の状態を確認します。
- ・ 利用前後で、管理運営事業者の立会いの下、水道及び電気利用量の確認を行います。水道・電気を利用した場合、水道・電気の料金を支払ってください。

4 スケートボード場、イベント広場の専用利用許可条件

- ・ スケートボード場、イベント広場の専用利用を許可する条件は下記のとおりとします。
 - 利用ルールで求める運営体制が確保できること。
 - 利用ルールで求める運営方法、その他のルールが遵守できること。
 - 下記のいずれにも該当しないこと。
 - ・ 公の秩序を乱し、または善良な風俗を害するおそれがあると認められる場合
 - ・ 特定団体又は個人の政治活動又は宗教活動を著しく助長し、又はそのおそれがあると認められる場合
 - ・ 施設、附属設備若しくは備品を破壊、滅失するおそれがあると認められる場合
 - ・ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び同条に規定する暴力団の利益となると認められる場合
 - ・ 関係法令等による規制を満たさない、又は必要な手続等が実施されない場合
(利用日までに必要な届出・手続等を行うことが確認できる場合を除く)
- ・ 次のいずれかに該当するときは、専用利用の許可をせず、又は既にした許可を取り消すことがあります。
 - 専用利用者が天神ストリートパークの設置の目的に反する利用をし、又は専用利用者及び同項の許可を受けようとする者(以下「専用利用者等」といいます。)にそのおそれがあるとき。
 - 専用利用者等が「ボートレース福岡天神ストリートパーク規則」、本管理規程に違反し、又はそのおそれがあるとき。
 - 専用利用者等が他の天神ストリートパークを利用する者に迷惑をかけ、若しくは天神ストリートパークの施設若しくは附属設備を損傷し、又はそのおそれがあるとき。
 - 専用利用者等が天神ストリートパークの管理上の指示又は指導に従わないとき。
 - 上記のほか、天神ストリートパークの管理上支障があると認められるとき。
- ・ 上記の措置によって専用利用者等が損害を受けても、本市はその責めを負いません。

5 専用利用料金の支払い方法

- ・ 利用内容が確認でき、利用が確定した方には、専用利用許可書・請求書などを発行します。
- ・ 利用料金について、以下に示す方法・期限に従い、支払ってください。
- ・ 支払期限までに利用料金の納付が確認できない場合は、予約又は利用許可を取り消すことがあります。

○ 専用利用に係る利用料金

- ・ 専用利用料金は、受付窓口での支払い(現金またはキャッシュレス)または口座振込で支払ってください。
- ・ 利用区分ごとの支払期限は下表のとおりです。

	区画利用を除く許可利用 (優先予約、通常予約)	区画利用
支払期限	利用日の2週間前(14 日前)まで	利用日の3日前まで
支払い 方法	①受付窓口での支払い <ul style="list-style-type: none"> ・ 受付窓口では、現金またはキャッシュレス決済で支払ってください。 ②口座振込 <ul style="list-style-type: none"> ・ 口座振込を希望する方には、別途、「請求書など」を発行します。希望者は受付窓口に連絡してください。 ・ 利用日の3週間前(21 日前)までに請求書などの発行に係る申し出を行うこと。 ※振込手数料は利用者が負担する。 	受付窓口での支払い <ul style="list-style-type: none"> ・ 受付窓口では、現金またはキャッシュレス決済で支払ってください。

6 専用利用の減免

- ・ 下記の利用に該当する場合、利用料金を減額又は免除します。

要 件	減免割合
(1) ボートレースの振興や広報に資する大会やイベントに利用するとき	全額
(2) 本市が主催し、又は経費の一部を負担して共催する行事に利用するとき	全額
(3) 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の行事に利用するとき	全額
(4) 本市が後援し、又は賛助する事業のために利用するとき	半額
(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき	市長が必要と認める額

- ・ 減免を受けようとするときは、「減免申請書」を提出してください。
- ・ (2)に該当する場合には、減免申請書に所管課が経費を負担することを証明する資料の添付が必要です。また、(4)に該当する場合には、減免申請書に市が後援又は賛助することを示す資料の添付が必要です。

7 専用利用の予約日時等の変更

- 利用許可を受けたあと、利用日時の変更・取り止めを希望する場合、受付窓口にご相談してください。(利用内容・利用者の変更はできません。)
- 利用の変更について、下記のとおりに対応します。

○ 当初の利用目的で日時だけを変更する場合

- やむをえない理由により、当初の利用目的で日時だけを変更する場合、受付窓口個別に連絡してください。
- 変更の申し出を行った日に当該予約区分で予約が可能な日時にのみ変更可能とします。
- 管理運営事業者に予約の変更を申し出た後、ボートレース福岡天神ストリートパーク専用利用変更許可申請書(様式第3号)と当初の専用利用許可書(郵送で送付した場合のみ)を提出ください。
- 利用内容・利用区画・利用施設に変わりがない場合は、予約を変更するため、支払い済みの料金も変更後の予約へ引き継ぎます。

○ 当初の予約から予約区画及び使用日数を変更する場合

- 当初の予約から予約区画及び使用日数を追加・減らすことも予約の変更とみなします。
- 当初の予約から予約区画及び使用日数を減らすことは1回限り可能です。
- 当初の予約から予約区画及び使用日数を追加する場合、先着順で希望する区画に空きがあれば、1回限り変更が可能です。

8 専用利用の取止め・還付

- スケートボード場・イベント広場の専用利用許可を受けたあと、利用の取止めを希望する場合、受付窓口にてボートレース福岡天神ストリートパーク専用利用取止め届(様式第4号。以下「専用利用取止め届」といいます。)を提出してください。
- 既納の利用料金は、原則還付はありませんが、下記に該当する利用の取止め等に関し還付します。専用利用取止め届とボートレース福岡天神ストリートパーク利用料金還付申請書(様式第5号)の提出により、還付(返金)の対応を行います。(利用区画の一部取り消しは利用の取止めにはあらず還付の対象とはなりません)
- 天神ストリートパークの状況や天候等の事情により、使用不可と判断した場合は、全額を還付します。ただし、専用利用者が自らの判断で、イベント等を中止した場合には還付の対象とはしません。
- 優先予約又は通常利用による専用利用者は、施設を利用しようとする日の2週間前(14日前)まで、区画利用の専用利用者は利用日の3日前までに「専用利用取止め届」を提出したときは、利用料金は全額還付(キャンセル料の発生無し)とします。

○ 還付の要件と還付額

要 件	還付額
(1) 福岡市が、天神ストリートパークの状況や天候等の事情により、使用不可と判断したとき。	全額
(2) 専用利用者が、下記の日までに「専用利用取止め届」を提出したとき。 <ul style="list-style-type: none">優先予約・通常予約による専用利用者:利用日の2週間前(14日前)まで区画利用の専用利用者:利用日の3日前まで	
(3) 上記の他、市長が特別な理由があると認めるとき	

(注意事項)

- 還付の手続きには時間を要します。
- 手続き上、専用利用許可書や領収証を確認・回収することがありますので、手続きが完了するまではお手元での保管をお願いします。
- 還付は受付窓口での現金による還付、または後日振込対応で行います。
※ 口座振込による還付を希望される場合、必要な手数料は利用者の負担となります。

9 利用ルール(個人利用・専用利用)

- 以下に定める利用ルールをよく理解し、遵守して利用してください。
- 以下のいずれかに該当する者に対しては、天神ストリートパークの施設の利用を制限し、入場を拒み、又は退場を命じる場合があります。
 - 利用ルールにおいて禁止する行為を行った者、利用ルールを遵守しない者。

- 他の利用者に迷惑をかけ、若しくは天神ストリートパークの施設若しくは附属設備を損傷し、又はそのおそれがあると認められる者。
- 天神ストリートパークの管理上の指示又は指導に従わない者。
- 天神ストリートパークの管理上支障があると認められる者。

(1)個人利用に関する利用ルール

① スケートボード場・イベント広場の共通ルール

ア 施設の利用中止

- 天神ストリートパークは大会・イベント・スクール等の開催、補修工事、メンテナンスの実施等のために、個人利用ができない又は制限される日・時間があります。スケジュールは天神ストリートパークのホームページで公開します。
- 混雑時や天候等の理由によって、入場制限、利用の中止・中断を行う場合があります。利用開始後の中断・中止による料金の払い戻しはありません。

イ 利用上の遵守事項

- 本利用ルールの記載事項を遵守してください。
- 荷物や貴重品は各自で管理してください。
- 施設内で拾得された物及び利用者の遺失物(以下「拾得物等」という。)は、施設において拾得日を含め原則2週間保管します。保管期間中に所有者からの問合せ又は申出がない場合は、所轄警察署への提出、廃棄その他施設管理上必要な措置を行うことがあります。また、飲食物その他衛生上又は保管上支障があると認められる物については、福岡市(ボートレース福岡)及び管理運営事業者の判断により即時処分することがあります。
- スタッフからの熱中症対策の利用中止、休憩、水分補給等の指示に従ってください。

ウ 施設の破損・汚損時の対応

- 故意又は過失により当施設及び設備等を破損・汚損した場合、利用者によって原状回復及び損害を賠償していただきます。
- 施設・設備に損傷等が発生したときは、速やかに管理運営事業者に連絡してください。

エ 事故、トラブルへの対応

- 利用者の不注意・過失により生じた事故や怪我について一切責任を負うものではありません。利用者(及び保護者)の責任にて施設をご利用ください。
- 天神ストリートパークで生じた事故、利用者同士のトラブル、盗難・紛失等の一切については、福岡市(ボートレース福岡)及び管理運営事業者は、その責に帰すべき事由がない限り責任を負担しません。万が一の場合に備えて傷害保険、個人賠償責任保険に加入することをお勧めします。
- 利用者の過失によって生じた、他の利用者(第三者)に対する損害等について、利用者は自身の責任において対応することとします。

オ 禁止行為

- 以下の事項を禁止します。
 - 秩序を乱し、善良な風俗を害する行為
 - 喫煙(天神ストリートパーク内は全面禁煙です)
 - ごみの放置
 - 危険物・禁制品等の持ち込み
 - 許可のない火器の使用
 - 許可のない商業行為、政治・宗教活動、勧誘行為又はこれに類する行為
 - 許可のない飲食物その他物品等の販売、宣伝、あっせん、寄付又はこれらに類する行為
 - 許可のない営利を目的とした撮影行為及び機材の持ち込み(撮影及び SNS への投稿を行う場合は、他の利用者へ配慮し、常識の範囲内で実施してください。)
 - 無許可で他人を撮影する行為
 - 施設、設備・備品等を故意に破損又は汚損する行為
 - 道具の持ち出し
 - 他の利用者及び近隣の迷惑となる行為
 - 利用者登録・利用申請に係る登録・申請内容の虚偽記載
 - 反社会的勢力及びその関係者の入場
 - 福岡市(ボートレース福岡)及び管理運営事業者の指示や注意に反する行為
 - その他、ボートレース福岡が不相当と認めた行為

② スケートボード場

- 天神ストリートパークのスケートボード場は、スケートボード専用です。
- スケートボードは、重大な傷害や死亡などの大きな危険を伴うスポーツです。ご利用にあたっては、その危険性を十分に理解し、安全確保に努めてご利用ください。
- 体調不良者は、スケートボード場を利用しないでください。また、体調が悪くなった場合は、直ちに管理運営事業者へ報告のうえ、スケートボード場のご利用を中止してください。
- 小学生以下のご利用の場合は保護者(18歳以上)の方が付き添いで入場のうえ、必要な声掛けを行う等、子どもの安全を守る適切な監督をしてください。
- 18時以降は中学生以下のみでの利用はできません。必ず18歳以上(高校生不可)の保護者・同伴者が必要です。
- 保護者や見学者など、滑走されない方は観覧エリアで観覧してください。初心者エリアに限り、付添いの保護者が滑走可能範囲に立ち入る場合は、当該保護者についても利用料金をお支払いください。
- 福岡市(ボートレース福岡)及び管理運営事業者が主催するプログラム及びスクールに参加の際は、福岡市(ボートレース福岡)及び管理運営事業者の指導の下、安全に練習を行い、個人の責任の下に身体的限界を超えない範囲で参加してください。健康状態に少しでも不安がある場合にはプログラム及びスクールへの参加はご遠慮ください。

- スケートボード場では、必ずヘルメットを着用するほか、ヘルメット以外のプロテクターの着用についても検討するなど、事故・怪我の予防措置を検討してください。
- スケートボード、ヘルメットその他の防具については、有料レンタルもあります。
- 利用者は無理せず、自分のレベルにあった利用をしてください。管理運営事業者が危険と判断した場合は、利用を制限させていただく場合があります。
- パークエリアは高度な滑走技術を要するエリアです。利用者は自身の技量に応じて利用してください。管理運営事業者が安全上不適切と判断した場合は、利用を制限または中止することがあります。
- 利用者同士の衝突事故等を防止するため、スペースを空けてご利用ください。また、常に周囲に注意のうえ、譲り合ってご利用ください。
- 管理運営事業者の了承(許可)なく、レールへのワックス塗布やセクションの持ち込みはご遠慮ください。
- 下記の行為を禁止します。
 - スケートボード場の滑走可能範囲外での滑走(イベント広場、天神ストリートパーク近隣道路等を含む。交通機関をご利用の際はスケートボードをケースに入れてご利用ください。)
 - スケートボード以外の乗り物の使用
 - 飲酒及び酒気帯び状態での利用
 - 天神ストリートパーク内における関係者以外のスケートボードスクール行為(ボートレース福岡がスクールと判断した場合も含みます)。関係者以外がスケートボードスクールを開催する場合は、専用利用許可を得て実施してください。
 - スケートボード場内での飲食(水分補給のための飲み物はふたの閉まる容器に限り許可します)
 - ヘルメット未装着での滑走
 - 着衣未装着での滑走・施設の利用
 - ペットを連れての入場

③ イベント広場

- 下記の利用を禁止します。
 - 酩酊状態での利用
 - ペットのノーリードでの利用
 - 野球・サッカー等の球技
 - スケートボードでの滑走
 - ラジコン・ドローンの飛行
 - 許可のない自動車・バイクの乗り入れ
 - たき火・花火

(2)専用利用に関する利用ルール

- 専用利用者は、個人利用に関するルールに加え、下記の利用ルール・注意点を守って、天神ストリートパーク及び天神ストリートパーク内施設・設備を利用してください。
- 注意点を遵守いただけない場合、また施設の利用が不適切であると判断された場合は、すでに利用を許可している場合、あるいは利用中であっても利用を中止させていただくことがあります。
- 専用利用者は、イベント等の参加想定人数および実績人数を報告してください。
- 「ボートレース福岡パーク化事業」の要求水準書に基づき管理運営事業者が実施する各種イベント及びスクールは、管理運営業務の一環として実施するため、専用利用許可は不要です。

① イベント等開催時における主催者責任の明確化

- 次の全てについて責任ある対応ができる責任者を配置しなければなりません。副責任者の配置等、複数名による現場管理を行っても構いません。
 - 予約申込みから利用後の片付け完了まで、イベントの全体を掌握すること
 - 利用当日、現場に常駐すること
 - イベント等での利用の場合、運営担当者、出展者、イベント参加者等の指揮監督を行うこと(あらかじめ本利用ルール及び利用許可にあたって示される利用条件等の周知徹底を図ること)
 - 責任者から、各運営担当者等への指揮命令系統が整理されていること
 - 管理運営事業者から常に連絡を取ることができること
 - 周辺地域やイベント参加者からの苦情に適切に応じること

② 安全管理・事故防止

- 専用利用者の利用において天神ストリートパークで生じた事故、トラブル、盗難・紛失等の一切については、福岡市(ボートレース福岡)及び管理運営事業者は、その責に帰すべき事由がない限り責任を負担しません。
- 貴重品等については、専用利用者が責任を持って管理してください。
- 設営から片付け完了までの全行程で、適切に安全対策を講じなければなりません。
 - 資材搬入等で車両が進入する際は監督員の配置など事故防止策を講じなければなりません。
 - 夜間、天神ストリートパーク内に資材を置く場合は、事前に管理運営事業者と協議のうえ、管理運営事業者の指示に従ってください。
 - 火気器具等(液体・固体・気体燃料を使用する器具、電気を熱源とする器具、火消しつぼ等)を使用するイベントは、福岡市火災予防条例により消火器の準備及び届出が義務付けられていますので、中央消防署に連絡し、必要な対策を講じなければなりません。
 - 遊具を設置・使用するイベントについては、適切かつ確実に安全点検を実施するとともに、損傷や異常等を発見した場合は速やかに適切な措置を講じるなど、安全に利用できる環境を確保してください。
 - 強風等による仮設物の飛散防止措置を講じてください。

- ステージやブース等の設置に際しては、参加人数に応じて必要な通路や空間を確保し、安全に利用できる環境を確保してください。
- その他必要な諸官庁への届出等は専用利用者が責任を持って事前に実施してください。
- 事故発生時の対応
 - 事故発生時は速やかに天神ストリートパーク受付窓口(管理運営事業者)に報告するとともに、警察や消防等関係機関への通報やイベントの中止など、適切に対応してください。
- 事故発生時の責任体制の確保
 - 専用利用者の過失によって生じた、第三者に対する損害等について、専用利用者は自身の責任において対応することとします。
 - イベントの開催を原因として発生した事故等への対応策として、イベント保険に加入するなど、主催者側で責任を取れる体制をとってください。
- イベント中止の指示
 - 福岡市(ボートレース福岡)及び管理運営事業者は、事前に台風等や自然災害等により安全を確保できないおそれがあると判断したとき、イベントの中止(イベント開催中も含む)を指示することがあります。福岡市(ボートレース福岡)及び管理運営事業者から中止の指示を受けた際は、指示に従ってください。
 - ※台風等気候変動による中止指示の判断後、想定気候変動等が生じないことによるクレーム等はお受けできません。
 - ※なお、イベント中止の指示に従わなければ今後の利用許可はできません。
 - ※イベント中止の指示をした場合、スケジュールの空き状況によっては開催日を後日に変更できます。
- 災害など非常時における避難誘導では、福岡市(ボートレース福岡)及び管理運営事業者の指示に従い、主催者側でも人員を配置してください。

③ 一般利用者や周辺地域とのトラブル防止

- 天神ストリートパークの一般利用者や周辺地域に迷惑をかけることがないようにしてください。必要に応じて、看板等による事前告知や周辺地域への事前説明を行ってください。
- ステージやブース等は、一般利用者の通行や遊具利用者の妨げにならないよう動線を確保したうえで配置してください。
- 天神ストリートパーク周辺には住宅や事務所等が多数ありますので、大音量を伴うイベントは控えるとともに、ステージやブース等は、周辺地域に騒音等の迷惑がかからないよう配置してください。なお、重低音や高音等で周辺地域に迷惑がかかる場合は、イベント中でも許可を取り消す場合があります。

④ 公共交通機関の利用促進

- ボートレース福岡の駐車場には限りがあるため、地下鉄やバスなど公共交通機関の利用を促進する策を講じてください。
- イベントに起因して周辺道路が混雑する場合は、主催者にて対応してください。

⑤ 仮設トイレ・ごみ箱の設置及び清掃

- 天神ストリートパーク内のトイレはにぎわい施設内及び第1立体駐車場となります。主に飲食物を提供するイベントで従事者及び集客人数が概ね 1,000 名以上となる場合は、仮設トイレを設置してください。
- 主催者は飲食物等の提供がありごみの発生が予測される場合は、ごみ箱を設置し、ごみの回収・処分を行ってください。
- 主催者は、イベント開催期間中、仮設トイレの定期清掃や会場及び会場周辺の清掃を必ず実施してください。
- 主催者はイベント参加者に対しごみを天神ストリートパーク周辺に放置せず持ち帰る旨の周知を徹底してください。
- イベント終了後は清掃を行い、ごみ類は全て持ち帰っていただくか福岡市(ボートレース福岡)及び管理運営事業者指定の方法にて廃棄していただきます。出展者が放置した生ごみや汚水、イベント参加者が放置したごみ等についても、主催者が責任を持って片付けてください。持ち帰りができない場合は受付窓口にご相談ください。放置が確認された場合は利用条件に従わなかったと判断し、今後の利用を認めない場合があります。

⑥ イベント広場の利用、芝生の保全

- 芝生・草地が損傷すると回復に時間がかかり、天神ストリートパークの美観が損なわれるだけでなく、一般利用者の天神ストリートパーク利用に著しく支障をきたすことから、次の制約を設けています。なお、万が一、芝生・草地を損傷した場合、管理運営事業者へ報告のうえ、主催者にて速やかに復旧してください。
 - 芝生・草地内は原則車両進入禁止です。
 - テントやステージ等の工作物は、一般利用者の利用の妨げとならない範囲で、できるだけ園路等の舗装部分を利用してください。
 - テントやステージ等の工作物を芝生・草地に設置する場合は、芝生・草地の面と工作物の間に一定の空間ができるよう養生などの対策を講じてください。
 - 設営・撤去作業等で車両の進入が不可欠な場合は、芝生・草地に損傷を与えないようコンパネ等で養生してください。
 - 雨天時の利用は、特に芝生・草地を損傷しやすいため、降雨が予想される場合は管理運営事業者の指示に従ってください。

⑦ イベント広場における飲食物の提供に伴う対応

- 調理を行う場合は、ブルーシートやマットを敷くなど、汚れ防止策を講じてください。
- 食品を提供する場合は、食品衛生法等に基づく営業許可が必要な場合がありますので、中央区保健福祉センター(中央保健所)にお問い合わせください。
- 酒類を提供する場合は、未成年者及び自動車のドライバーに提供しないことを明示してください。
- 飲食物の持ち歩きはイベント広場内のみとし、周知に努めてください。

⑧ 車両の乗入れ・駐車

- 天神ストリートパーク内への車両の乗入れや駐車は、資材の搬入出や出展等に必要なものに限り許可します。
- 資材の搬入後は速やかに退出してください。また、関係者の送迎等のための車両の乗入れや駐車は禁止します。
- 進入口、退出口には警備員を配置するなど、一般車両の入場がないよう監視し、安全誘導を行ってください。
- 管理運営事業者が求める日までに進入車両のリストを提出してください。車両が天神ストリートパーク内に進入する際は、フロントガラスなど、見えやすいところに許可証を掲示してください。
- 天神ストリートパーク内に進入した車両は、子供の飛び出しなど周囲の状況に注意してください。ハザードランプを点滅し、最徐行(10 km以下)で決められた場所のみを走行してください。クラクションやアイドリングは禁止します。
- 進入する車両は4t車以下(経路によっては2t車以下)を原則とし、進入経路、使用車両について、事前に管理運営事業者と協議のうえ、管理運営事業者の指示に従ってください。

⑨ 利用終了後の原状回復

- 利用終了後は管理運営事業者立会いのもと、原状回復の確認を受けてください。
- 清掃、修理、復旧等は、主催者(専用利用者)の責任において行ってください。ごみは持ち帰ってください。
- 利用許可の時間内に原状回復・清掃等を終えて退出してください。

⑩ 施設の破損・汚損時の対応

- 故意、または過失により当施設及び設備等を破損した場合、専用利用者によって原状回復及び損害を賠償していただきます。
- 施設・設備には損傷等が発生したときは、速やかに管理運営事業者ご連絡してください。

⑪ 禁止事項

- 施設における以下の事項を禁止します。また、専用利用者だけでなく、イベント参加者等にも以下の事項を禁止し、適切に管理を行ってください。
 - 秩序を乱し、善良な風俗を害する行為
 - 未成年のみでの利用
 - 喫煙(天神ストリートパーク内は全面禁煙です)
 - ごみの放置
 - 危険物・禁制品等の持ち込み
 - 許可のない火器の使用
 - 許可のない商業行為、政治・宗教活動、勧誘行為又はこれに類する行為
 - 許可のない営利を目的とした撮影行為及び機材の持ち込み(撮影及び SNS への投稿を行う場合は、他の利用者の迷惑とならないよう配慮し、施設運営を妨げない範囲で行ってください。)
 - 無許可で他人を撮影する行為
 - 施設利用時における画像・動画等の企業広告や商品広告への使用(事前に福岡市(ボートレース福岡)及び管理運営事業者の許可を得た場合は除く)
 - 各種消防設備や安全機能を損なう会場設営
 - 建物、附属設備への粘着物の使用や釘打ちなどの穴あけ
 - 施設、設備・備品等を故意に破損又は汚損する行為
 - 道具の持ち出し
 - 他の利用者及び近隣の迷惑となる行為
 - 福岡市(ボートレース福岡)及び管理運営事業者の指示や注意に反する行為
 - 利用申請内容の虚偽記載
 - 天神ストリートパークの専用利用に係る予約枠・利用許可の譲渡・転貸
 - 反社会的勢力及びその関係者の入場
 - その他、ボートレース福岡が不適当と認めた行為

⑫ 行為の制限

- イベントに伴う行為について制限する場合がありますので、予定している行為については管理運営事業者と事前に打合せをし、指示を受けてください。また、制限された行為を実施する場合には、許可を受けた範囲内で行う必要があります。
- 協賛企業の商品やサービスの展示、サンプル配布等のためのブースの配置は、イベント本体よりも目立たない規模・配置でなければなりません。

10 免責(個人利用・専用利用 共通)

- 天災、交通事故、ストライキその他の不可抗力等により施設が利用不能となった場合、福岡市(ボートレース福岡)及び管理運営事業者の判断により、施設利用を中止することがあります。その際、納入された利用料金は還付しますが、専用利用者に発生する損害について、一切の責任を負いません。
- 専用利用者の事情により施設が利用不能となった場合(専用利用者が本ルールを遵守しない場合を含む)、福岡市(ボートレース福岡)及び管理運営事業者は施設利用を中止することがあります。その際、納入された利用料金は返金しないものとし、専用利用者に発生する損害について、一切の責任を負いません。
- 他の利用者や団体等の不適切な利用による損害について福岡市及び管理運営事業者はその責任を負いません。
- 利用者の荷物の盗難・紛失について、福岡市及び管理運営事業者はその責任を負いません。各自で荷物・貴重品を管理してください。